

乳児等通園支援事業現地確認に係る提示書類一覧

- ※1 電子データで管理している場合は、閲覧可能な端末をご用意ください。
- ※2 現地確認を円滑に実施するため、確認項目ごとに付箋等を付けておいてください。
- ※3 必要に応じて、下記以外の書類の提示をお願いする場合があります。

1 施設・設備関係

1	配置図、平面図及び避難経路図	☐
2	建築確認申請書類一式	☐
3	確認済書及び検査済証	☐
4	別に実施している事業の内容が記載された書類一式（運営状況報告書等）	☐

2 職員配置関係

1	勤務表（ローテーション表）	☐
2	業務分担表	☐
3	資格証明書の写し	☐
4	雇用契約書、労働条件通知書その他の使用関係を証する書類	☐

3 運営・保育内容関係

1	非常災害対策計画・消防計画	☐
2	避難・消火訓練記録	☐
3	安全計画	☐
4	研修関係書類	☐
5	衛生管理記録	☐
6	運営規程（園則）及び重要事項説明書	☐
7	緊急時対応マニュアル	☐
8	虐待防止マニュアル・対応記録	☐
9	職員の状況を明らかにする帳簿（労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等）	☐
10	財産・収支の状況を明らかにする帳簿（固定資産台帳、現金出納帳その他の会計帳簿）	☐
11	利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿（保育日誌、児童票・児童台帳等）	☐
12	苦情処理簿	☐
13	事故発生防止のための指針	☐
14	事故発生防止委員会の議事録	☐
15	損害賠償保険証書等	☐
16	保育計画（全体的な計画、長期指導計画、短期指導計画、個人別指導計画）	☐
17	連絡帳	☐
18	相談記録、個人面談記録等	☐

4 主な現地確認項目

(1) 施設設備関係
保育室等の面積基準を満たすことができる。
保育に必要な用具が備えられている。
2方向の避難経路が確保されている。
利用乳幼児の年齢に応じた児童用便所が適切に設けられている。
2階以上に保育室等を設置する場合の基準を満たしている。
構造設備が利用乳幼児の保健衛生及び危害防止を十分考慮して設けられている。
(2) 職員配置関係
乳児等通園支援従事者の配置基準を満たすことができる。
保育士等の資格を確認することができる。
雇用契約書その他の使用関係を証する書類を確認することができる。
乳児等通園支援事業と保育所等が一体的に運営されている場合等の特例を受ける場合、保育所等の職員の支援を受けることができる。
職員の勤務体制が定められている。
(3) 運営関係
非常災害対策計画が作成されている。
毎月1回以上避難及び消火に関する訓練を行っている。
安全計画が作成されている。
職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練が定期的に行われている。
職員に対する研修の機会を確保している。
設備、食器等について、衛生的に管理し、衛生上必要な措置を講じられている。
食事を提供する場合には、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えている。
運営規程及び重要事項説明書が定められている。
緊急時における対応方法及び虐待の防止のため措置に関する事項が定められている。
職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されている。
苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられている。
重要事項に関する規定の概要、職員の勤務体制等が見やすい場所に掲示されている。
事故発生の防止のための指針が整備されている。
事故発生の防止のための委員会が設置されている。
利用乳幼児に関して保険契約を締結し、又は共済制度に加入している。
利用乳幼児に関する保育計画及び保育記録が整備されている。
(4) 保育内容関係
保育所保育指針に則った保育を提供している。
利用乳幼児の発達状況に応じた保育を実施する体制が確保されている。
利用乳幼児の保護者との連絡及び相談体制が確保されている。